

平成 30 年 7 月 1 9 日

問い合わせ先	こども課 8 2 3－9 2 2 7
--------	--------------------

児童扶養手当の支給に係る所得制限の適用除外

1 支援策の内容

児童扶養手当の支給に当たり、前年の所得による所得制限を行わない。

2 対象者

児童扶養手当の受給資格者で、災害により家財等の価格の概ね 2 分の 1 以上の被害を受けられた方

3 手続きの方法

こども課にお問い合わせください。

4 その他

当該災害を受けた年の所得が、所得制限を上回ったことが、翌年判明した場合、支給した児童扶養手当の全部または一部を返還していただくことになります。

(所得制限)

※扶養 親族等の数 区分	受給資格者（孤児等の養育者を除く）		受給者の配偶者 扶養義務者 孤児等の養育者（円）
	全部支給（円）	一部支給（円）	
0 人	190,000	1,920,000	2,360,000
1 人	570,000	2,300,000	2,740,000
2 人	950,000	2,680,000	3,120,000
3 人	1,330,000	3,060,000	3,500,000
4 人	1,710,000	3,440,000	3,880,000

※扶養親族等の数は、所得税法に規定する扶養親族の人数です。

【問い合わせ先】

こども課こども福祉係 8 2 3－9 2 2 7